

第3 消火設備, 警報設備及び避難設備

給油取扱所における消火設備, 警報設備及び避難設備の基準は, 次のとおりとする。

1 消火設備(危政令第20条)

(1) 著しく消火困難となる給油取扱所

一方開放かつ上階用途有りの屋内給油取扱所(以下(一方開放型上階付き屋内給油取扱所)という。)及びセルフスタンドが該当し, 次に示す(ア)により第3種固定式泡消火設備を, (イ)により第4種消火設備(大型消火器)を, (ウ)の計算方法により第5種消火設備(小型消火器)をそれぞれ設置すること。

(ア) 第3種固定式泡消火設備

a 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

その放射能力範囲が, 固定給油設備及び固定注油設備を中心とした半径3mの範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。

b セルフスタンド

(a) 危険物(引火点が40 度未満で顧客が自ら扱うものに限る。)を包含するように設けること。

(b) 危険物保安技術協会が行う「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認結果を活用して差し支えないものであること。(H10 危25)

(c) 上記のほか当該泡消火設備の設置にあたっては, 「顧客に自ら給油等させる給油取扱所に係る運用」(H10 危25)によること。

(イ) 第4種消火設備

a 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

その放射能力範囲が, 可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

b セルフスタンド

その放射能力範囲が, 建築物その他の工作物及び危険物(第3種の消火設備により包含されるものを除く。)を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

(ウ) 第5種消火設備

a 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

(a) 建築物及び工作物に対するの必要本数(消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

工作物は, 水平最大面積を建坪とみなして, 建築物の例により所要単位を算定すること。

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)}$$

(b) 危険物に対するの必要本数(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本)}$$

(c) 電気設備に対する必要本数

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本)}$$

(d) 合計必要本数

$$A+B+C \text{ (本) 以上}$$

b セルフスタンド

(a) 危険物に対する必要本数 (消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本)}$$

(b) 電気設備に対する必要本数

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本)}$$

(c) 合計必要本数

$$A+B \text{ (本) 以上}$$

なお、計算に当たって、小数点以下は切り上げるものとする。

(2) 消火困難となる給油取扱所

屋内給油取扱所(一方開放型上階付き屋内給油取扱所及びセルフスタンド以外のもの)及びメタノールを取り扱う給油取扱所が該当し、(ア)により第4種消火設備(大型消火器)を、(イ)の計算方法により第5種消火設備(小型消火器)をそれぞれ設置させること。

(ア) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

なお、泡の大型消火器の設置を指導すること。

(イ) 第5種消火設備

a 危険物に対する必要本数 (消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10 \times 1/5}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)}$$

b 電気設備に対する必要本数

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = B \text{ (本)}$$

c 合計必要本数

$$A+B \text{ (本) 以上 (=Z)}$$

計算に当たって、小数点以下は切り上げるものとする。

(3) その他の給油取扱所

10(1)ア、イ以外のすべての給油取扱所が該当し、次に示す(ア)から(ウ)までの計算方法により本数を算定し、その合計本数の第5種消火設備を設置させること。

(7) 建築物及び工作物に対する必要本数（消火器の能力単位はA単位で計算）

a 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

b 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

工作物は、水平最大面積を建坪とみなして、建築物の例により所要単位を算定すること。

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)}$$

(i) 危険物に対する必要本数（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の} 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本)}$$

(ii) 電気設備に対する必要本数

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本)}$$

(iii) 合計必要本数

$$A+B+C \text{ (本) 以上}$$

計算に当たって、小数点以下は切り上げるものとする。

なお、危険物に対する必要本数は、泡の比率が半数以上になるよう指導すること。

(4) 第5種消火設備

第5種消火設備にあつては、次によるよう指導すること。

ア 第5種消火設備は、小型消火器とする。

イ 危険物に対する消火器は、機械泡消火器の比率を概ね半数以上となるように設置する。

ウ 粉末消火器にあつては10型以上、機械泡消火器にあつては6型以上、化学泡消火器にあつては10型以上のものとする。

エ アルコール燃料等の危険物を取り扱う場合は、性状を勘案して適切な消火器を設置する。

2 警報設備(危政令第21条)

指定数量の倍数が10以上の給油取扱所には、自動火災報知設備又は加入電話等を設置するほか、他用途を有する屋内給油取扱所にあつては、5(1)イの他用途部分に自動的に、かつ有効に報知できる設備が必要となるものであること。

自動火災報知設備の基準については、危省令第38条第2項の規定によるほか、基準の細目は、施行規則第23条第4項から第7項まで、第24条及び第24条の2の規定の例によること。

3 避難設備(危政令第21条の2)

誘導灯の基準は、施行令第26条第2項第1号及び第2号の例によること。

